

証券コード 4485  
2022年6月24日

株 主 各 位

東京都港区赤坂八丁目5番41号  
株式会社 J T O W E R  
代表取締役社長 田 中 敦 史

## 第10期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第10期定時株主総会におきまして、下記のとおり報告及び決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

### 報 告 事 項

1. 第10期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。
2. 第10期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件  
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

### 決 議 事 項

#### 第1号議案

事業目的追加にかかる定款一部変更の件  
本件は、原案どおり承認可決されました。  
なお、定款変更の内容は、後記に記載のとおりであります。

#### 第2号議案

場所の定めのない株主総会開催を可能とする定款一部変更の件  
本件は、原案どおり承認可決されました。  
なお、定款変更の内容は、後記に記載のとおりであります。

#### 第3号議案

株主総会資料の電子提供制度導入にかかる定款一部変更の件  
本件は、原案どおり承認可決されました。  
なお、定款変更の内容は、後記に記載のとおりであります。

#### 第4号議案

取締役員数の上限撤廃にかかる定款一部変更の件  
本件は、原案どおり承認可決されました。  
なお、定款変更の内容は、後記に記載のとおりであります。

以 上

【ご参考】

第1号議案 事業目的追加にかかる定款一部変更の件の内容  
変更の内容は次のとおりであります。

定款変更新旧対照表

(下線は、変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~1 2. (省略) (新設)</p> <p><u>1 3. 前各号に附帯又は関連する一切の業務</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~1 2. (現行どおり)</p> <p><u>1 3. 投資ファンドの組成・管理・運営</u></p> <p><u>1 4. 前各号に附帯又は関連する一切の業務</u></p>

第2号議案 場所の定めのない株主総会開催を可能とする定款一部変更の件の内容  
変更の内容は次のとおりであります。

定款変更新旧対照表

(下線は、変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>(招 集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。 (新設)</p>	<p>(招 集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。 <u>②当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>

第3号議案 株主総会資料の電子提供制度導入にかかる定款一部変更の件の内容  
変更の内容は次のとおりであります。

定款変更新旧対照表

(下線は、変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 定款第18条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>②前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>③本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第4号議案 取締役員数の上限撤廃にかかる定款一部変更の件の内容  
変更の内容は次のとおりであります。

定款変更新旧対照表

(下線は、変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>7名以内</u> とする。	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>3名以上</u> とする。

以 上